

7 計量管理

特定計量器を使用する事業所における計量管理は、製品の均一化や品質の向上、企業合理化に重要なことです。

(1) 適正計量管理事業所の指定(計量法第127条)

特定計量器を使用する者で、適正な計量管理を行うものとして経済産業大臣又は都道府県知事の指定を受けた事業所においては、都道府県知事又は特定市の長の行う定期検査は免除されます。

令和5年度の適正計量管理事業所(知事が指定する事業所)における特定計量器の計量士による検査状況は、次のとおりです。

適正計量管理事業所検査状況

事業所名	指定事業所数	使用計量器数(個)	検査結果		備考
			検査個数	不合格個数	
東日本旅客鉄道株式会社 仙台総合車両所仙台資材センター	1	3	3	0	
同 新幹線総合車両センター	1	1	1	0	
日本郵便株式会社	449	1,277	662	0	新規指定 2 廃止 3
計	451	1,281	666	0	

(2) 主任計量者試験の実施(計量法第108条)

計量証明に必要な知識経験を有することに関する基準(平成5年通商産業省告示第549号)に基づき、一般計量証明事業者が配置を義務付けられている「主任計量者」の試験を実施しました。

区分	実施年月日		合格者数
質量	第1回	令和5年6月20日	14人
	第2回	令和5年11月27日	5人